

令和5年第7回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年7月18日(火)
開 会 午前10時00分 閉 会 午前10時25分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員(9人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳島 伸精
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子 ⑩川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員(3人)
⑦山本 泰夫 ⑨山上 克秀 ⑪四飯弥志宣
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(7人)
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一
⑰芝田 俊幸 ⑲稲農 幹夫 ⑳石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(4人)
⑱悦永 秀雄 ㉑山本 猛 ㉒三宅 一徳 ㉓瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(4) 農用地利用集積計画について
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
(6) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 2番 屋後委員 5番 松生委員
- 10 会議の結果
議案4件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。7番、山本委員、9番、山上委員、10番、四飯委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超えておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について

- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - ・議案第4号 農用地利用集積計画について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
追加で今日配付させていただいておりますが、
 - ・報告第2号 農用地利用配分計画について
- という以上になっております。よろしくお願いたします。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、2番 屋後委員、5番 松生委員を指名します。
よろしくお願いたします。

それでは、会議を始めます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の説明する前に、整理番号3番の件について取下げとなりましたので、修正のほうをよろしくお願いたします。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は480㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による12aです。

続きまして、整理番号2番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,084㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による124aです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。
担当委員 特に問題はないと思います。現地を確認した上で、代理人の〇〇行政書士に確認を取りました。
以上です。異議ありません。
議長 整理番号2番、〇〇委員さん。
担当委員 〇〇さんのほうへ行って確認しました。これは経営規模を拡大するということでの買収でありまして、特に問題ありません。
議長 ありがとうございます。
それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。
全委員 なし。
議長 よろしいでしょうか。
全委員 はい。
議長 異議なしと認め、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全委員 はい。
議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
事務局 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。
7ページをお願いいたします。
整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は178㎡になります。
位置図につきましては下のほうの8ページになります。
申請人につきましては議案書に記載のとおりで、転用目的は駐車場、資材置場とするための申請となっております。
申請地につきましては、農振地域外で第2種の低層住居専用地域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。
また、生産組合の同意を得ております。
次に、整理番号2番です。
申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積は272㎡になります。
位置図につきましては次の9ページのほうをご覧ください。
戻りまして、議案書のほうです。
申請人につきましては議案書に記載のとおりです。
転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。
申請地につきましては、農振地域外で第2種低層住居専用区域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。
生産組合の同意を得ております。
説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんのご意見を伺います。
整理番号1番、2番、〇〇委員さん。

担当委員 まず、1番ですけれども、〇〇さんのほうから私のほうに電話ありまして、生産組合の同意書にハンコを押しまして、この現況見たとおり、野菜とかも植わっていて、そのまま農地でもいいんじゃないかという話したら、向こうは財産の相続したわけなんですけど、今管理しているのが、近所に住んでいるお母さんで、将来それも管理できなくなるかもしれないので駐車場及び資材置場にしたいという意向です。
これについては特に問題ございません。
それと、整理番号2番ですけれども、図面見たとおり、ここは現在更地になっているようなところなんですけど、以前はここに家が建っておったわけなんです。この後ろのほう田んぼになっているわけなんですけど、現況の写真の右にアパートがあると思うんですけど、その横が田んぼへ行くところの進入路になっているわけなんですけど、もともとは後ろにあった田んぼの方が、これ1枚が所有者だったんですけど、家が建ったのが40年ほど前のことで、農業委員会の同意はなかったみたいけれども家が建ったという状況で。
一応生産組合及び土地改良の台帳を確認したところ、それは載ってないということなので、今回、家が燃えて、再度ここに家を再建するときに、今、田であることが分かったので、改めてというか今回農業委員会に転用の申請をされたわけです。
生産組合及び土地改良の台帳に記載されていないということなので、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。
整理番号1番、2番は、担当委員さんにご異議なしということなんですが、ほかに何かご意見ございませんか。もともと家が建っていて、そのときに登記がきちんとされてなかった。

委員 後ろは出入りしているのか。
担当委員 一応米は作っておらんけど、転作の保全管理という。
議長 承認してもよろしいでしょうか。
全委員 はい。
議長 では、「議案第2号」は、異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の10ページをお願いいたします。
「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。
整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は328㎡となります。

位置図につきましては次の11ページのほうをご覧ください。

10ページに戻っていただきまして、申請人は議案書に記載のとおりであります。

申請地域は、農振地域外で第2種住居区域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

また、生産組合の同意を得ております。

次に、2番、〇〇町の田1筆で、面積は862㎡になります。

位置図につきましては12ページになります。

申請目的は資材置場とするためでありまして、申請地につきましては農振地域外で準工業地域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

生産組合及び土地改良の同意を得ております。

次に、3番になります。〇〇町の田2筆と畑1筆、合わせまして面積が407㎡になります。

位置図につきましては13ページになります。

申請人につきましては議案書に記載のとおりであります。

転用目的は自己住宅用地とするための申請でありまして、申請地につきましては農振地域内にあり農地の広がり10ha以上あることから、令第12条第1号に該当し、第1種農地と判断されますが、則第33条第4号の例外許可に該当するものと考えております。

生産組合の同意は得ております。

説明については以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、2番、〇〇委員さん。

担当委員 整理番号1番につきましては、息子さんの〇〇さんに電話で確認したところ、たまたま〇〇さんとお話しして、〇〇さんのほうに売却して〇〇さんの駐車場にしたいということなので、特に問題ございません。

整理番号2番については、〇〇さんの代表である〇〇さんが高齢になったということで、登記農地を以前から処分したいということで不動産屋の看板も立っておったんですけど、たまたまその申請地が〇〇さんの事務所と近いということで資材置場にしたいということなので、特に問題ございません。

議長 整理番号3番、事務局。

事務局 担当委員は〇〇委員ですが、今日のご都合があつて欠席しておりますので、事前に〇〇委員さんのほうからお聞きをしました内容をご説明いたします。

3番の案件ですが、譲渡人と譲受人は親子で、息子さんの住宅を建設するための用地として、これは利用権の設定という形になります。名前は変えないんですが、そういう形で住宅を建てるということで、特に問題はないというふうにお聞きをしております。

また、〇〇さんご本人に確認をされておるということです。

この土地につきましては、土地改良の管理の区域外ということで土地改良の同意は得ておりません。必要はないものであります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに委員各位に何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書16ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田5筆の設定があり、合計面積は18,323㎡です。

権利設定期間別に見ますと、10年以上の田が5筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が3件、借手農家が2件となります。

各筆明細の一覧は、議案書17ページに記載しております。

申請件数は3件で、新規設定が1件、再設定が2件となります。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「議案第4号」について説明ありました。何かご意見があればお願いします。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第4号」は異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書18ページをご覧ください。

解約される農地は1筆で、面積は178㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。
事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明が終わりました。何かご意見があればお願い
します。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 「報告第2号 農用地利用配分計画について」ご説明します。
お手元にある別紙をご覧ください。

今回の報告は、中間管理機構から通知されたもので田8筆の受け手の報
告がありました。

耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

対象地及び受け手は、議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

報告第2号について何かご意見があればお願いします。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は報告のとおり承認することに
決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人